IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する主要論点 (第 1 次案)

本主要論点(第1次案)は、本懇談会の検討アジェンダ(平成 17 年 12 月)を基に、 関係者からのヒアリング(平成 18 年 2 月)結果などを踏まえて作成。

> 平成18年3月28日 総務省

--- 目 次 ---

- 1. IP 化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性
 - (1) IP 化の進展に伴う競争環境の変化
 - (2) 競争環境の変化に対応した競争ルール見直しの必要性
- 2. IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方
 - (1) IP 化の進展に対応した競争ルールの運用原則
 - (2) 検討に際しての時間軸
- 3. 今後の接続政策の在り方
 - (1)接続政策に関する基本的視点
 - (2) 指定電気通信設備制度の在り方
 - (3) NTT 東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方
 - (4) 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の在り方
 - (5) 接続料算定の在り方
 - (6) 接続形態の多様化への対応の在り方
 - (7) MVNO を含む移動通信市場の競争促進の在り方
- 4. 今後の料金政策の在り方
 - (1) 料金政策に関する基本的視点
 - (2) プライスキャップ規制の在り方
 - (3) 新しい料金体系への対応の在り方

- 5. IP 化の進展に対応したその他の政策課題
 - (1) ネットワークの中立性の確保の在り方
 - (2) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方
 - (3) 紛争処理機能の強化の在り方
 - (4) ユニバーサルサービス制度の在り方
 - (5) 市場退出ルールの在り方
 - (6) その他行政に求められる事項

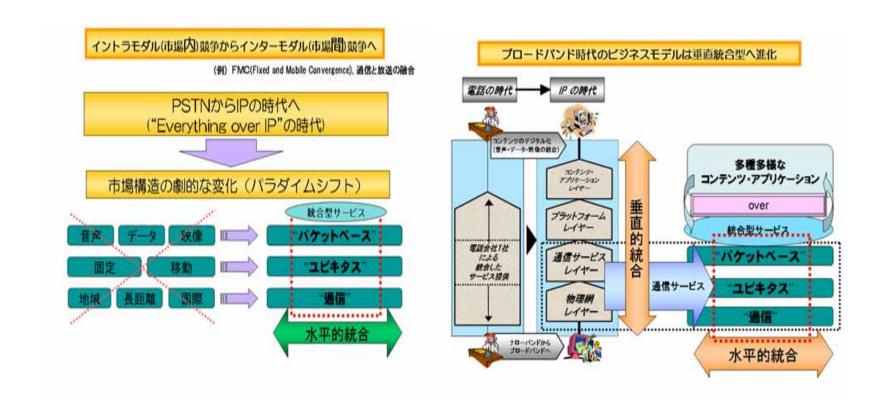
(注) 本文中【】内の資料番号は参考資料編(資料1-2)の頁数に対応している。

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

(1) IP 化の進展に伴う競争環境の変化

近年、IPベースのビジネスモデルが急速に具体化しつつある中、競争環境の変化をどのように整理することが適当と考えられるか。

- 1) イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争への変化(水平的市場統合) IP 化の進展に伴って、サービスごとに構築されてきたネットワークの統合が進展するとともに、サービス区分の垣根が低くなってきている。このため、従来各サービスごとに構成されていた市場内での競争(イントラモダル競争)から、統合された市場における競争(インターモダル競争)へと比重を移しつつあると考えられるのではないか。
- 2) 垂直統合型ビジネスモデルの登場 (垂直的市場統合) IP 化・ブロードバンド化の進展に伴い、ビジネスモデルは、従来の電気通信事業の枠組みにとどまる ことなく、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツ・アプリケー ションレイヤーに至る複数のレイヤー (事業領域)ごとに機能がモジュール化され、これを単一又は複数のプレーヤーが組み合わせてビジネスモデルを構築する垂直統合型ビジネスモデルの比重が高まるのではないか。
- 3) その他、競争環境の変化としてどのような要素が考えられるか。例えば、web 2.0 と称される上位レイヤー(コンテンツ・アプリケーションレイヤー)における事業環境の変化について、競争政策の観点から何らかの考慮が必要になると考えられるか。【資料1】



(2) 競争環境の変化に対応した競争ルール見直しの必要性

85年の電気通信市場の自由化·NTTの民営化以降、累次の競争ルールの見直しが行われてきた。85年当時の競争モデルは、電気通信事業の有する公共性に鑑み事前(ex ante)規制に力点が置かれてきた

が、累次の規制緩和措置を経て、IP 化の進展やビジネスモデルの多様化といった事業環境の変化を踏まえ、04 年の改正電気通信事業法の施行により、競争ルールは事後(ex post)規制型へと移行した。

通信レイヤー(物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー)における水平的市場統合の進展、ビジネスモデルの多様化による垂直的市場統合の進展などが更に進む中、(経済的)規制の最小化を前提としつつ、競争ルールを柔軟に見直していくことが求められるのではないか。

IP 化が進展する中、今後の競争ルールがどのような方向性で見直されていくのかについて、行政当局は可能な限りそのロードマップを明確にし、政策の予見可能性(predictability)を高めていくことが求められるのではないか。

2.IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

(1) IP 化の進展に対応した競争ルールの運用原則

IP 化の進展に伴ってビジネスモデルが多様化するなど市場構造が大き〈変化してい〈中、レイヤー型競争モデルによる分析の枠組みを確立することが必要であるが、例えば以下の 5 項目を競争ルールの運用原則とすることが適当ではないか。

1) 通信レイヤー(物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー)における公正競争の確保(水平的公正競争の確保)

通信レイヤーを構成する物理網レイヤー及び通信サービスレイヤーについて、これまでも公正競争確保の観点から競争ルールの整備・運用が行われてきたが、引き続き、通信レイヤーにおける公正競争確保を図る。

2) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保(垂直的公正競争の確保) 垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中、レイヤーを縦断する形で何らかの市場支配力の濫用が行われる可能性(例えば、通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の濫用等)がある。このため、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルに対応した競争ルールとして、各レイヤー間の公正競争を確保する観点から、競争実態を踏まえつつ、必要に応じて各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図る。その際、物理網レイヤー及び通信サービスレイヤーと密接不可分の関係にあるプラットフォームレイヤーに係る公正競争確保を重視する。 なお、垂直方向の公正競争確保という視点は、垂直統合型ビジネスモデルに対して一義的に規制を加えること等を意図するものではない。特にプラットフォームレイヤーについては、急速な技術革新が進展している分野であることを十分に踏まえることが必要である。

3) 競争ルールにおける競争中立性・技術中立性の確保

電気通信市場における公正競争環境を整備し、当該市場における競争促進を図る観点から、競争ルールにおいて、特定の事業者が特に有利又は不利に取り扱われることのないよう競争中立性 (competition neutrality)を確保することを原則とする。

同時に、IT 分野における技術革新は他の分野に例を見ない急速な速度で進展しており、こうした新しい技術が円滑に市場に投入されることが競争促進に資するものと考えられることから、特定の技術が特に有利又は不利に取り扱われることのないよう技術中立性(technological neutrality)を確保することを原則とする。

4) 競争ルールの整備を通じた利用者利益の保護

IP 化が本格的に進展することが見込まれる 2010 年代初頭においても、地域特性等によって PSTN に依存する利用者が相当程度存在するものと見込まれる。また、IP 化が進展する中、新しいサービス形態への移行が進展し、情報劣位に置かれる利用者が新たに提供されるサービスの内容等について十分認識できず不利益を被る可能性がある。

このため、PSTN から IP 網への移行期とこれに続く IP 網への本格的移行期を通じ、競争ルールの整備により利用者利益の保護を図ることを原則とする。

5) 競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保

市場構造が激変する中、競争ルールの見直しを定期的に実施するとともに、引き続き当該ルールの策定・見直しプロセスの透明性を確保していくことが必要である。

電気通信事業法と独禁法の協働的運用をどのように確保していくことが適当か。(別途、本懇談会において公正取引委員会からヒアリングを行う予定)

電気通信事業法と独占禁止法の適用関係については、これまでも「電気通信事業における競争の促進に関する指針」(04 年 6 月公表)において整理が図られてきている。【資料2】

電気通信市場におけるボトルネック設備の存在、ネットワークの経済性、他の市場に類を見ない市場構造の急速な変化等に鑑み、電気通信事業法に基づく競争ルールの整備を通じ、引き続き、公正競争環境の整備を推進していくとともに、上記指針についても、総務省と公正取引委員会の連携により、柔軟に見直しを図っていくべきではないか。

IP 化が進展する中で IP ベースのサービスは容易に国境を越えることとなる。このため、競争ルールの国際的な整合性を確保していくことが必要ではないか。

(2) 検討に際しての時間軸

検討アジェンダに沿って、2010年代初頭以前(PSTN から IP 網への移行期)とそれ以降(IP 化が本格的に進展する時期)に分けて競争ルールの在り方を検討する。2010年代初頭を分岐点とする根拠として、以下のような背景を念頭に置くこととして良いか。

2010年は IT 新改革戦略(06年1月、IT 戦略本部決定) ·u-Japan 政策(04年12月公表)等の最終目標年であり、ブロードバンドゼロ地域解消の目標年限であること。【資料3】

NTT や KDDI など各キャリアによる IP ベースの次世代ネットワークの構築が本格化することが想定されており、これらの動向が 2010 年代初頭において相当程度具体化していると考えられること。【資料 4】

3. 今後の接続政策の在り方

(1)接続政策に関する基本的視点

電気通信事業分野の競争政策は、ボトルネック設備を保有する事業者のネットワークのオープン化によって他の事業者の参入を促進するサービス競争(service based competition)と、それぞれの競争事業者が自らネットワーク設備を設置してサービスを提供する設備競争(facility based competition)という2つの競争形態を基に進展してきた。(第6回会合において、これまでの接続政策による競争促進効果について改めて検証を行い、政策的含意を整理する。)

IP化の進展に伴い市場環境が変化する中、サービス競争と設備競争の関係をどのように考えるべきか。
IP化時代においても、ボトルネック性は依然として存在すると考えられるか。

設備競争を促進する観点からは、電柱添架手続きの整備促進、無線系技術を中心とする新しいアクセス技術の積極的導入等を図ることが適当ではないか。【資料5~6】

上記の設備競争を促進するとしても、依然としてボトルネック性の残る部分があるとすれば、(第一種) 指定電気通信設備制度に基づ〈ネットワークのオープン化を通じてサービス競争を促進していくことが 必要ではないか。

IP 化が進展する中にあっても、引き続き、設備競争とサービス競争を二本柱として競争促進を図り、ボトルネック性が解消したと認められる部分については柔軟にネットワーク開放義務を解除するというプロセスを基本的なシナリオとして想定することは適当か。

競争モデルの国際比較に際し、欧米の競争実態をどう理解することが適当か。

米国においては、ブロードバンド市場において RBOC と CATV の設備競争が実現しており、かつ、通信市場においては(84 年に実施された旧 AT&T 分割後の)RBOC に加えて地方(主としてルーラル地域)に ILEC が多数存在しているという状況。こうした中、RBOC の合併など通信市場の再編の動向をどう理解することが適当か。【資料7】

EU においては、加盟各国におけるドミナント事業者が域内の他の加盟国において競争事業者としてサービス提供を行う形で、競争促進が図られている面があるのではないか。【資料8】

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

1) 指定電気通信設備制度の枠組み

現行の競争ルールにおいては、第一種指定電気通信設備(固定系)と第二種指定電気通信設備(移動系)を指定し、それぞれの市場特性に応じた規制を適用する非対称規制を課している。こうした非対称規制の在り方について、公正有効競争を確保する観点から改善すべき点は何か。【資料9】

単独の事業者が統合サービスを提供したり、複数の事業者が連携して統合サービスを提供するなどサービス提供形態が多様化している。今後インターモダル競争が本格的に進展すると考えられるが、現行の一種・二種の指定電気通信設備制度自体の在り方について見直しが必要か。

NTT が「NTT グループ中期経営戦略の推進について」(平成 17年 11月公表)に係る NTT 東西(第一種指定電気通信設備を保有)と NTT ドコモ(第二種指定電気通信設備を保有)の FMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供を念頭に置いた連携について、公正競争確保の観点からどのように考えるか。【資料10】

上記の NTT 東西と NTT ドコモによる FMC サービスをはじめ、NTT 中期経営戦略で示された事項について、NTT グループ各社間(及び NTT グループ各社と競争事業者間)の公正競争確保のための要件 (担保措置)の今日的意義と有効性についてどう考えるか。

再編前の旧 NTT における移動体通信業務(現在は NTT ドコモ各社)の業務の分離の際の公正競争要件(92 年 7 月)や NTT 再編成方針における公正競争要件(97 年 7 月)などをどう考えるか。【資料 1 1】

NTT 活用業務は、NTT 東西が地域通信業務を営みつつエンドエンドでの料金設定などを行う場合に、公正競争要件を確保しつつ個別に総務大臣が認可する制度であるが、当該制度を競争政策の観点からどう位置づけることが適当か。

指定電気通信設備制度における特定関係事業者制度や行為規制(不当な差別的取扱い等の禁止)について、IP 化に伴う市場の融合に対応し、制度の在り方を見直す必要があるか。【資料12~13】

NTT 東西とその子会社等の連携による事業展開について、ドミナント規制との関連でどう考えるか。【資料14】

2)指定電気通信設備の指定基準

第一種指定電気通信設備の指定に係る加入者回線について、光回線とメタル回線の総計をもって各都道府県ごとにシェア(市場占有率)を算定する現行制度は妥当か。【資料15】

第二種指定電気通信設備の閾値(現行25%)について見直しが必要か。

新規事業者の市場参入、06年11月から開始される番号ポータビリティの実施、MVNOの新規参入等による競争促進効果を注視することが必要ではないか。

EU における閾値(40~50%)は網開放義務や接続会計の整理等と一体的に適用される相対的に厳しい規制であるが、第二種指定電気通信設備の閾値の見直しは、競争政策上どのような効果を持ち得ると考えられるか。【資料16】

3) 第一種指定電気通信設備の対象範囲

現行の第一種指定電気通信設備制度の範囲は適当か。【資料17】

IP 網への移行が進む中、例えば、物理網レイヤーにおけるアクセス網のメタル回線から光ファイバ網への移行や次世代ネットワークの構築、通信サービスレイヤーにおける FMC サービスの台頭、レイヤーを越える垂直統合型ビジネスモデルの台頭等によって第一種指定電気通信設備の範囲について見直しが必要になるか。また、仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。

指定電気通信設備(機能)の指定については、レイヤー内競争・レイヤー間競争の確保を念頭に置きつつ、 公正競争を確保するための環境整備を図ることが必要ではないか。

IP網においては汎用性の高い設備で構成されたり、ソフトウェアによって機能が高度化されるといった側面が強くなるが、こうした点を指定電気通信設備制度の中でどのように位置づけることが適当か。

一種指定電気通信設備の指定に際しては、例えば、競争評価(03 年度より総務省において実施)の手法と第一種指定電気通信設備の範囲の在り方について、EU 等の例も参考にしつつ、両者が有機的な連携を図ることを可能とする仕組みについて検討することとしてはどうか。【資料18】

市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲について、どのようなレビュープロセスを確立することが適当か。その際、競争評価自体は事後的な側面を有すること、競争評価に要する期間、競争評価における計量的評価以外の要素への考慮などをどう考えるか。【資料19】 指定電気通信設備の範囲として、垂直統合型のビジネスモデルを念頭に置いた見直しは必要か。 【資料20~21】

(垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルール、とりわけ指定電気通信設備の指定の在り方、指定 電気通信設備に係るレビュープロセス等について、別途、追加意見を募集することとしてはどうか。)

NTT 東西に係るコロケーションルールについて、ネットワーク構造が変化していく中、どのような見直しが必要と考えられるか。【資料22】

(3) NTT 東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

アクセス網を含め今後ネットワークの IP 化が進展していく中、NTT 東西をはじめとする各電気通信事業者の IP 網同士の円滑な相互接続を確保することが求められる。このため、NTT 東西の次世代ネットワークに対応した相互接続性を確保するための環境整備の在り方についてどう考えるか。【資料23】

NTT 東西の構築する次世代ネットワークについて、競争事業者がこれを利用する場合の条件(接続ポイント、接続に要する期間、接続に係る費用等)について前広な検討が必要ではないか。

NTT 東西の次世代ネットワーク構築のためのロードマップの明確化をどのように進めていくことが、 競争政策上求められるか。 NTT 東西の次世代ネットワークの構築に際し、競争政策の観点から考慮すべき事項としてどのような点があるか。

例えば、IPv6の普及、端末の高機能化、アップロード帯域の拡大(FTTH 利用者の急増)などを背景に、エッジ側にインテリジェンスを持った P2P 型の通信が従来以上に重要性を増してくると考えられるが、こうした通信形態が NTT 東西の次世代ネットワークにおいて十分な機能を発揮し得るものと考えて良いか。

(4) 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の在り方

NTT 東西に係る接続会計の在り方について、ネットワーク構造が変化する中で時宜を得た見直しが必要ではないか。【資料24】

あわせて、IP化が進展し、役務区分そのものが曖昧なものになりつつある中、役務別会計の在り方についてどう考えるか。またこれに関連して、PSTNからIP網への移行が進む中、これら2つの網の間の費用配賦の在り方等について見直しが必要か。【資料25】

(5) 接続料算定の在り方

1) PSTN の接続料の在り方

PSTN の接続料は、長期増分費用(LRIC: Long Run Incremental Cost)方式により通信量に基づき算定しているが、IP 網への移行が本格化する中、その見直しが必要か。

PSTN の通信量が減少基調にある中、市場構造の変化を直接的に反映すると、接続料の上昇が小売料金の上昇を招き、その結果として 2010 年代初頭段階においても相当数存在する PSTN 利用者が不利益を蒙る可能性があるのではないか。

他方、PSTN の接続料を人為的に低位に据え置くことは、PSTN から IP 網への移行を妨げる可能性があるのではないか。

PSTN 接続料(現行ルールは 05 ~ 07 年度の 3 年間適用)については、09 年度まで NTS(Non Traffic Sensitive)コストの加入者回線部分への移行が行われることが想定されるが、これをどう考えるか。

- 将来の PSTN 接続料の在り方について、見直しが必要であるとすれば、どのような制度が考えられるか。 検討の対象となる方式としては、 現行 LRIC 方式の継続、 実際費用方式への移行、 ビル&キープ方式への移 行等が、関係者等からのヒアリング等において意見として提出されている。【資料26】
- (ネットワーク構造の変化を踏まえた PSTN の今後の接続料算定の具体的な在り方について、別途、追加意見を募集することとしてはどうか。)
- 2) 光ファイバに係る接続料の在り方

電気通信サービスに新規性があり、かつ今後相当の需要が見込まれる場合、接続料の原価算定は予測需要に基づ〈将来原価方式を用いることが認められている。この将来原価方式を用いて算定されている光ファイバに係る接続料(01~07年度の7年間を算定期間として設定)について、その妥当性を検証する。

NTT は、「現時点において、実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内に適正なコスト回収を図ることが困難であることから、早急な見直しが必要」と主張。(第3回会合におけるプレゼンテーション等)

その際、検討アジェンダを踏まえ、以下の項目を中心に検討することでよいか。【資料27】

- (a) 当該接続料の算定時における収入·費用の予測値と実績値の関係
- (b) FTTH (Fiber to the home)市場の動向を含む市場環境全般の変化
- (c) NTT 中期経営戦略(2010 年度時点で光サービス利用者を 3,000 万加入と見込んでいる)等との関係 NTT は上記(c)の光サービス利用者 3,000 万加入について、「法人向けの"占有型"、戸建・マンション向けの"共 有型"等のサービス提供形態により、大きく左右されることから、現時点で芯線数ベースでの具体的計画は策定して、いないとの見解を表明。(第3回会合におけるプレゼンテーションへの追加質問等への回答)

上記の検討に関連して、NTT 東西の光ファイバ関連投資には他事業者の需要が変動することによる設備投資リスクが影響すると考えられるか。【資料28】

NTT は「設備投資に対するフェアリターンを確保できるように現行ルールを見直」すことを希望し、現行ルールは「NTT 東西に自らの事業リスク(赤字)に加えて利用ベースの競合事業者の事業リスクまでを負わせるものである」と主張。 (第3回会合におけるプレゼンテーションへの追加質問等への回答)

3) その他の検討事項

実績原価方式において算定されている接続料について、現行の事後精算制度の在り方について、何らかの見直しが必要ではないか。【資料29】

NTT 東西の接続料と利用者料金との関係を検証するスタックテストの有効性についてどう考えるか。【資料30】

(6) 接続形態の多様化への対応の在り方

IP化が本格化する中、ピアリング(ISP間でお互いに相手方の ISP あてのトラヒックを交換しあうこと)やトランジット(他の ISP からのトラヒックをインターネット全体に中継すること)の占める比率が高まってくる可

能性がある。このため、当該市場の特性を念頭に置きつつ、エンドエンドでの相互接続性の確保、サービス品質の維持、公正競争の確保といった観点から、競争ルールの在り方をどう考えるか。【資料31】

ISP 市場の特性として十分な競争が行われており、ISP 間の接続については競争下において健全に行われていると考えてよいか。あるいは、上位 ISP と下位 ISP との間の接続において、市場メカニズムが有効に機能しない懸念があるか。

ISP は電気通信事業者であり当事者間の紛争は電気通信事業紛争処理委員会におけるあっせん、仲裁、裁定といった紛争処理メカニズムを活用することをもって足りるか。あるいは、何らかの競争ルールを設けることが必要か。

エンドエンドの相互接続性を確保するという観点から見れば、複数の ISP の接続によって全体の QoS が決まるため、特定の ISP の QoS が、結果として全体の QoS を規定する可能性があるのではないか。

(7) MVNO を含む移動通信市場における競争促進の在り方

移動通信市場において更なる競争促進を図る観点から、例えば MVNO(Mobile Virtual Network Operator)に関連する公正競争環境整備、利用者保護の在り方等についてどう考えるか。 MVNO に係る競争促進方策については、総務省において「MVNO ガイドライン」を改正する方向で検討が進められており、その検討状況を踏まえた議論が必要ではないか。【資料32】

(本年6月頃を目途に検討状況について本懇談会において当該検討状況について説明を受け、これを 踏まえつつ論点を具体化する方向で議論を進めていくこととしてはどうか。)

4. 今後の料金政策の在り方

(1) 料金政策に関する基本的視点

電気通信市場において利用者利益を確保する観点から、コストに基づく適正な料金水準が確保されるよう料金政策が展開されるとともに、近年においては大幅な規制緩和(原則「デタリフ化」)が実施されてきた。【資料33】(第6回会合において、これまでの料金政策による競争促進効果について改めて検証を行い、政策的含意を整理する。)

今後 IP 化が進展し、ビジネスモデルが多様化する中、ブロードバンド市場における料金体系も加速的に多様化していくものと見込まれるが、市場環境の変化に即した料金政策のメルクマールをどう考えるか。

(2) プライスキャップ規制の在り方

指定電気通信役務(ボトルネック設備を用いて提供されるサービスであって、競争事業者によって代替的なサービスが十分に提供されていないもの)のうち、利用者利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を特定電気通信役務として規定し、現在プライスキャップ規制を適用している。【資料34】

IP 化が進展する中、プライスキャップ規制及び当該規制の適用範囲(バスケットの在り方等を含む)について見直しを図るとすれば、その方向性はどのようなものか。【資料35】

(別途開催中の「プライスキャップの運用に関する研究会」の報告書(4月初旬に公表予定)の概要について第6回会合において報告を受け、これを踏まえつつ論点を具体化する方向で議論を進めていくことしてはどうか。)

(3) 新しい料金体系への対応の在り方

ブロードバンド市場におけるビジネスモデルの多様化に対応して、料金体系も多様化の方向に向かっている。 例えば、

- (a) 複数の電気通信サービスのバンドル型料金メニュー
- (b) 垂直統合型のビジネスモデルを前提として電気通信サービスとその他のサービス料金を組み合わせ た料金メニュー
- (c) 最大通信速度を提示するベストエフォート型料金

等が多数登場してきている。こうしたビジネスモデルの多様化に対応した料金メニューの多様化について、 公正競争確保及び利用者保護の観点からどのような政策対応が求められるか。例えば、消費者保護の 観点から何らかの新たなルールが必要となる可能性はあるか。【資料36~38】

電気通信市場における料金の適正化を図り利用者保護を図る観点から、市場監視(モニタリング)の機能強化を図る必要性があるとすれば、どのような方策が考えられるか。

5. IP化の進展に対応したその他の政策課題

(1) ネットワークの中立性の確保の在り方

IP ネットワークにおいて、今後更に P2P 通信の加速的増加やリッチコンテンツの流通等が進み、ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じたり、設備ベースの通信事業者が保有するネットワーク上においてコンテンツ・アプリケーションレイヤーの特定の市場参加者を不当に差別する可能性があるか。

垂直統合型ビジネスモデルが今後主流になると見込まれる中、

- (a) 通信網増強のためのコストシェアリングの在り方
- (b) コンテンツプロバイダーをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正 競争要件の在り方
- の2つの視点から、ネットワークの中立性(network neutrality)を確保するための競争ルール導入の是非について検討を深めることが適当ではないか。

通信網増強のためのコストシェアリングの在り方については、複数の関係者から「インフラ構築が確実にコスト回収できる仕組み」の必要性について意見がヒアリング等において表明されている。【資料39】

通信網増強のためのコストシェアリングの在り方については、例えば、 ブロードバンド料金は原則定額制が導入されていること、 通信事業者間のコスト負担(接続料)は市場メカニズムを通じて決められていること、 コンテンツプロバイダ等は通信網を利用する場合に既にコスト(通信サービスに対する対価)負担を行っていること等を踏まえつつ、更に論点の具体化を図る必要があるのではないか。【資料40】

リッチコンテンツの流通の円滑化に関しては、エッジ側(ユーザー側)の端末機能、ルータ等の処理能力の向上、帯域圧縮技術の動向、CDN (Content Delivery Network)事業による問題解決の可能性など、関連技術の動向等とも密接に関連するのではないか。

- (ネットワークの中立性を巡る議論については、上位レイヤーから下位レイヤーに至る多数の市場関係者が存在しているところであり、上記の2つの視点---(a)通信網増強のためのコストシェアリングの在り方及び(b)コンテンツプロバイダをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方---について、別途、追加意見を募集することとしてはどうか。)
- (2) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

我が国の IT 分野における高い技術力がグローバル市場において発揮されるようにする(国際競争力の向上を図る)ため、例えば IP 化の進展に対応した端末市場の競争促進を図る必要があるのではないか。 携帯市場における競争状態がベンダー等の国際競争力に与える影響、端末レイヤーにおいては競争ルールは不要といった意見がヒアリング等において表明されている。【資料41】

端末レイヤーの競争環境を整備する観点からは、IP化に対応した端末の安全・信頼性の確保やサービスの多様化への対応、そのための実現方策などを検討する必要があるのではないか。

携帯市場におけるビジネスモデルについては、例えば携帯端末市場における販売奨励金、SIM (Subscriber Identity Module)機能の在り方などをどう考えるか。その場合、ユーザー間の負担の公平性、携帯市場における通信方式の相違、モバイルインターネットを主軸に据えたビジネスモデルの普及等の諸要因を勘案する必要があるのではないか。【資料42】

その他、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から検討すべき事項は何か。

(端末市場における競争促進の在り方について、別途、追加意見を募集することとしてはどうか。)

(3) 紛争処理機能の強化の在り方

電気通信分野の競争ルールが事前規制から事後規制へと比重を移す中、事業者間の紛争事案を処理するための機能を強化するため、01 年 11 月、総務省に電気通信事業紛争処理委員会が設置されたが、PSTN から IP 網へのネットワーク構造の変化、市場構造の変化、ビジネスモデルの多様化などを踏まえ、紛争処理機能の一層の強化を図る観点から、どのような措置を講じることが必要であると考えられるか。【資料43】

紛争処理機能の強化の在り方については、「紛争の態様の変化に応じた機能強化」、「意見申出制度の拡充」等の意見がヒアリング等において表明されている。【資料44】

(紛争処理機能の強化の在り方に係る具体的措置について、別途、追加意見を募集することとしてはどうか。)

(4) ユニバーサルサービス制度の在り方

全国あまねく電話の提供を確保するためのユニバーサルサービス制度について、携帯電話の急速な普及、ブロードバンド化の進展、PSTN から IP 網への移行による IP ベースのサービス(例えば IP 電話)の急成長などを踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲についても、適時適切な見直しが必要ではないか。(ユニバーサルサービス制度は本年 4 月に新制度が施行されることとされており、関係省令において 3 年後(09 年度)において見直しを行うこととされている)【資料 4 5】

引き続き PSTN ベースの固定電話をユニバーサルサービスと位置づけるとすれば、IP ベースのサービスへの移行を必要以上に遅らせる可能性はないか。

モビリティのあるサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、固定電話とは異なるユニバーサルサービスの考え方(例えば、ユニバーサルサービスの提供が確保されるべき地域エリア)が求められる点をどう考えるか。

IP 化の進展に伴って役務区分が実効性を喪失していく中にあって、ユニバーサルサービスをどのように定義していくことが適当と考えられるか。

ユニバーサルサービス制度を通じた適格電気通信事業者に対する交付金交付について、ユニバーサルサービスの範囲を拡大すると、各電気通信事業者(ひいては利用者)のコスト負担が増加するのではないか。

(5)市場退出ルールの在り方

通信事業者が市場から退出する際のルールとしては、04年施行の改正電気通信事業法において許可制が廃止され、現在は1か月前の利用者周知を前提として届出をもって足りることとされている。【資料46】

しかし、事業の休廃止については当該事業者の経営判断以外の要因によって当該休廃止の時期が決まる事態も想定されるところであり、何らかのルールを設けることが必要ではないか。

(6) その他行政に求められる事項

通信分野における競争ルールの策定・改廃・運用に関し、これまでも透明性確保の観点から種々の措置が講じられてきているが、更なる透明性向上を図る観点から講じるべき措置としてどのようなものが考えられるか。

競争ルールの国際的な整合性を確保する観点から、行政としてどのような取り組みが求められるか。